

平成 31 年度 国民健康保険標準保険料率について

大阪府市町村国民健康保険主管課長会議（1月11日開催）において、国が示した確定係数による市町村標準保険料率の算定結果が示されました。

【算定結果に伴う標準保険料率】

		【医療分】			【後期分】			【介護分】		モデル ケース 保険料	H30との差
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)		
平成 30 年度	府統一の標準保険料率	7.98	27,311	29,668	2.69	9,178	9,970	2.32	17,062	392,500	—
	府の激変緩和措置後の 標準保険料率	7.57	25,928	28,166	2.60	8,873	9,638	1.94	14,288	366,600	—
	寝屋川市	8.24	25,080	17,340	2.78	7,800	5,400	2.53	12,840	370,100	—
平成 31 年度	府統一の標準保険料率	8.57	29,713	31,799	2.69	9,249	9,898	2.58	19,134	419,700	49,600
	府の激変緩和措置後の 標準保険料率	7.71	26,737	28,614	2.69	9,249	9,898	2.45	18,127	389,500	19,400

【算定条件（要旨）】

保険料賦課割合 均等割：平等割 = 60：40（本市のH30は70：30）
 応益割（均等・平等）と応能割（所得）の割合
 = 1：0.797～0.828
 （本市のH30は1：1）

介護保険料賦課方式 2方式（所得割及び均等割のみ）

賦課限度額 **医療分 58万円**、後期分 19万円、介護分 16万円、
 合計 93万円

（H30は**医療分 54万円**、後期分 19万円、介護分 16万円、
 合計 89万円）

一般被保険者数 平成 27 年 4 月～平成 30 年 10 月の期間から推計
 大阪府：約 194 万人（H30 より約 10 万人の減）
 寝屋川市：53,841 人（H30 より 3,767 人の減）

国 公 費 分 国公費のうち普通調整交付金等、約 670 億円を算入
 過 年 度 分 保 険 料 滞納繰越分保険料（3か年平均）の 60%

大阪府内合計：81 億 7,181 万 6 千円

本 市：1 億 7,866 万 2 千円

【本市モデルケース】

本市におけるモデルケース（所得 200 万円、4 人世帯）は平成 30 年度と比較すると、**49,600 円（370,100 円⇒419,700 円）の増額**となります。